

生活指導の方針と体罰防止

八王子市立別所中学校

1 指導目標

生徒理解の立場に立ち「生徒が自立し、自律できるように」を目標とし、次の2つの柱を設定する。

- ① 基本的な生活習慣の確立のもと、社会性を育てる。
- ② 生徒の個性や特性をのばすことに心がけ、心豊かな、自律できる生徒を育てる。

2 重点指導項目

- ① 基本的な生活習慣を身につけさせる。(あじみこし)

あ = あいさつをきちんとさせる。
じ = 時間を守らせる。
み = 身だしなみを整えさせる。
こ = 言葉づかいを丁寧にさせる。
し = 姿勢を整えさせる。

- ② 生徒の自治力を育成する。(生徒会活動・委員会活動・実行委員会等の活性化)
- ③ 地域社会との連携を図り、生徒の健全育成の推進に努める。
- ④ 生命の尊さや人間尊重の精神を基本に、思いやりの心の育成に努める。

3 具体的な取り組み

- ① 挨拶、言葉遣い、身なりなど校内生活の中で、その機会を逃さずに指導していく。
(登下校、授業の開始・終了、職員室の入室、休み時間等)
- ② 教職員が模範となり、時間に対する意識を常に持ち、生徒に指導していく。
- ③ 学校行事、生徒会活動、部活動等において、生徒が主体的に活動していけるよう企画し、指導していく。
- ④ 教育相談の充実を図ると共に、生徒指導において教育相談的な対応を心がける。
- ⑤ 道徳や学活等で、生命の尊さや他を尊重すること、安全教育の充実を図る。

4 生徒指導の原則

- ① 生徒指導は、教職員間の共通理解を図り、全職員一致協力して指導に当たる。
- ② 生徒指導は、学年の生活指導部を中心に学年体制(学校体制)で行う。
- ③ 学級担任の継続的、内面的指導を中心に、それを支え、援助する方向での取り組みを重視する。
- ④ 学級担任・教科担任・部活顧問・生活指導部との連携を密にし、それぞれの立場での連携をとりながら指導に当たる。
- ⑤ 原則として複数の教員で指導に当たる。指導は毅然とした姿勢で臨むと共に、生徒に疎外感や差別感を与えないように配慮する。生徒の指導・聞き取りは原則2人で、必ず1人は同性がついて対応する。

- ⑥ 生徒相互の影響力を重視し、排除や隔離ではなく、学級集団に適応させる指導も大切にする。
- ⑦ 家庭と連絡を取り合い、生徒の実態や学校の方針を伝え、具体的・実践的な協力を求めていく。
- ⑧ 不正や望ましくないことに関し、見て見ぬ振りはない。
- ⑨ 何事についても初期指導を重視し、徹底する。

5 体罰禁止の徹底

- ① 学校教育法第11条にある「体罰の禁止」を順守する。
- ② 指導が困難な生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底する。
- ③ 生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談をする。